

方の士、左様候へば是非におよばず候間、われら切腹すべき由申ければ如何なるゆへにと有りしかば、此度の事面々志切に候得共、申しても御受有まじと各申せしを、我等丹精を抽んで、御受有様にも致すべきと申せしゆへ、みなくよるこびて我等をおしぬ、かくて御受なくと罷歸り、同列へ面を向け様もなく候間、御庭をかりて自殺仕候半と、餘儀なき體に見へければ、これをうけられけり、與力の士大に喜びて出ければ、同心のものつどひ來り待居て、如何御受納ありしにやと申ければ、右のむねを語りける、皆々さても歡しき事にこそと云うち、一統に竹木板の類を持運び、門内に積置けり、されば此人をしたふ事、子の親を思ふがごとくなりけるとぞ、すなはち國家の忠臣といふべきか、

〔狂歌現在奇人譚 初編下〕淺桐庵一村の傳

三とせあまりをこえて、一村が家のこのひとり、要用のことありて、みちのくにいきたりしが、あるとまりやにつきてやすみぬ、夜あけて見れば、かたへの床の間にひとつのかけものあり、中に一首のうたあり、よく打見れば、おのれが主人一村がかきたるにて、出がはりのあとをにむさぬ、○出かはりのあとなにこそぬ水といふ歌なり、いとあやしくて、下女をよびてこれをとへば、一荷又すむ人のかよみにぞくむこたへていふ、この家のあるじもとかみつけのくに、桐生といふ所のある家につかへし時、其主人のよみ玉ひたる御歌なりとて、常にみきをまゐらせ、あざらけき魚をそなへ、朝夕はいし候なりとこたふ。○下略

報恩

〔續日本紀稱德二十六〕天平神護元年八月庚申朔、從三位和氣王坐謀反誅、○中略參議從四位下近衛員外

中將兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂、○中略等、與和氣善、○中略是日、又下詔曰、粟田

道麻呂、大津大浦石川長年等、勅久、○中略汝等、我罪、方免給、但官、解給、不、散位、止之奉仕、止勅御命、乎